資料３

委員会の管外視察に関する申合せ事項

　委員会の管外視察

　　委員会として、管外視察を実施する必要があると判断した場合は、原則年１回（１泊２日または日帰り）で実施することができる。ただし、食費等に要する経費は参加委員の自己負担とする。